

(3) 納付書情報等出力先の改善 < 2 >



2022年7月14日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

区分	概要
1. 検討項目	納付書情報等出力先の改善
2. 変更要望	輸入者側での各通関業者からの納付書収集の手間やリスクを回避したいため、海上申告分同様に、委任した代表通関業者にて、航空申告分の納付書もまとめて出力できるようにして欲しい。
3. 次期仕様	<p>以下の帳票について、航空申告分の出力先として、代表通関業者を設定可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①納付番号通知情報（※即時納付（特例申告の即納は除く）以外のもの） ②納付番号通知情報（一括） ③一括納付書情報 ④一括納付書明細書情報 ⑤一括納付用明細データ ⑥一括納付用明細総括データ

現行仕様概要

航空申告分の納付書情報等を代表通関業者へ出力設定をすることができない。

現行

出力先決定条件		パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5
条件1	担保提供者	通関業者 (利用者コード)	輸出入者 (輸出入者コード)			
条件2	納付書関連出力表示	↓	輸出入者へ出力	輸出入者へ出力しない		
条件3	海上・航空	↓	↓	海上		航空
条件4	代表通関業者コード	↓	↓	設定有り	設定無し	↓
出力先		申告者	輸出入者	代表通関業者	申告者	申告者

航空申告分は代表通関業者へ
出力設定ができない

次期仕様概要

航空申告分の出力方法を海上申告の出力方法に仕様統一し、航空申告分も合わせて全申告分を代表通関業者へ出力設定を可能とするよう変更する。

次期

出力先決定条件		パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5
条件1	担保提供者	通関業者 (利用者コード)	輸出入者 (輸出入者コード)			
条件2	納付書関連出力表示	↓	輸出入者へ出力	輸出入者へ出力しない		
条件3	海上・航空	↓	↓	海上	航空	
条件4	代表通関業者コード	↓	↓	設定有り	設定無し	↓
出力先		申告者	輸出入者	代表通関業者	申告者	申告者

航空申告分も合わせて、
全申告分が代表通関業者へ
出力設定が可能

第10回合同WGにて提示後、いただきましたご意見を踏まえ、再検討を行った結果、代表通関業者への出力可否を、「海上」と「航空」で分けることを可能とする仕様にいたします。

		パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5	パターン6	パターン7	パターン8	
条件1	担保提供者	通関業者 (利用者コード)	輸出入者 (輸出入者コード)							
条件2	納付書関連 出力表示	↓	申告者へ出力	輸出入者へ出力	代表通関業者へ出力 (海上のみ)		代表通関業者へ出力 (航空のみ)		代表通関業者へ出力 (海上・航空)	
条件3	海上・航空	↓	↓	↓	海上	航空	海上	航空	↓	
条件4	代表通関業 者コード	↓	↓	↓	代表通関業者 利用者コード	↓	↓	代表通関業者 利用者コード	代表通関業者 利用者コード	
出力先		申告者	申告者	輸出入者	代表通関業者	申告者	申告者	代表通関業者	代表通関業者	

海上のみ代表通関業者へ出力されます。

航空のみ代表通関業者へ出力されます。

海上、航空ともに同一の代表通関業者へ出力されます。

業種	ヒアリング内容
輸出入者	<p><u>1.現在の弊社での対応について</u> (1)海上貨物：代表通関業者と業務委託契約を締結し、代表通関業者にて納付書の一括出力をしております。 (2)航空貨物：各通関業者にて納付書を出力後、航空貨物の代表通関業者に直接送付頂き、弊社はその代表通関業者より纏めて納付書を受領しています。</p> <p><u>2.競合他社への情報開示について（WGにて出された懸念事項に関して）</u> 弊社と代表通関業者にて締結している業務委託契約中に守秘義務の条項があり、代表通関業者は「本業について知り得た事項を他に漏らさず、且つ、他の目的に使用しないものとする」ことを定めております。 また、既に上記1.にて当該業務を委託しておりますが、代表通関業者以外からこの運用を拒否されたり、また、トラブルが発生した事例は無いことを弊社内担当部署に確認をしております。</p> <p><u>3.業務効率化について（WGにて出された懸念事項に関して）</u> 弊社の場合、CCISから受領した通関許可データを弊社内システムに取り込み、納付書と通関許可情報の突合せが出来るプロセスを構築済みです。よって、納付書の確認の際に改めて通関書類を通関業者より受領する必要は無く、非効率となることは想定されません。</p>
通関（海上）	<p>輸入者の意向として、納付書をまとめておきたいことは理解できる。他社との取引状況の開示の意見があったが、輸入者指示で他社の情報も扱うことはあるが、今のところ特にトラブルはない。納付書情報自体は輸入者のものであり、輸入者指示で作業を行うことについては、特に問題無いと考える。</p>